

人権問題相談窓口



同和問題やインターネットでの人権侵害などに関する相談	電話番号	受付時間
大野城市役所 人権男女共同参画課	580-1840	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
福岡法務局筑紫支局	922-2881	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
福岡労働局 指導課(雇用均等・両立支援)	411-4894	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
みんなの人権110番	0570-003-110	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

子どもに関する相談	電話番号	受付時間
大野城市子育て世代包括支援センター(妊娠・出産・子育てに関すること)	580-1978	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
大野城市子ども相談センター(発達・問題行動・児童虐待など)	585-2460	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
子ども情報センター(すこやか交流プラザ)		
1階 親子サロンフロア	501-3339	10:00～16:00(火曜・第1日曜・年末年始を除く)
3階 子育て応援フロア	573-8219	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
児童相談所全国共通ダイヤル	189	24時間(最寄の児童相談所につながります)
子どもの人権110番(法務局:全国共通)	0120-007-110	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
大野城市教育サポートセンター(いじめ・不登校など)	580-1877	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
福岡県発達障がい者(児)支援センター Life(ライフ)	558-1741	月～金9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

障がい者に関する相談	電話番号	受付時間
大野城市役所 福祉課	580-1852	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
大野城市社会福祉協議会	572-7700	月～金9:00～17:00(祝日・盆・年末年始を除く)
つくしびあ(筑紫地区地域活動支援センター)	592-6801	月～土9:00～18:30(祝日・年末年始を除く)
福岡県障がい者更生相談所	586-1055	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

DV相談・その他男女共同参画に関する相談	電話番号	受付時間
配偶者暴力相談支援センター	584-0052	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
福岡県配偶者からの暴力相談電話(夜間・休日相談電話)	663-8724	月～金17:00～24:00/土日祝9:00～24:00
福岡県あすばる女性相談ホットライン	584-1266	9:00～17:00/金18:00～20:30も受付(盆・年末年始を除く)
大野城まどかびあ男女平等推進センター(アスカーラ)総合相談	586-4035	月～金/第2・4土曜9:00～17:00(まどかびあ休館日を除く)
大野城市役所 人権男女共同参画課	580-1840	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
ちくし女性ホットライン	513-7335	月・水・木・金12:00～19:00 土10:00～17:00(祝日を除く)
春日警察署	580-0110	代表 24時間(緊急の場合は110番)
女性の人権ホットライン(法務局:全国共通)	0570-070-810	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
福岡県男性DV被害者のための相談ホットライン	571-1462	水・木17:00～20:00/金12:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間
アジア女性センター(多言語)	513-7333	月～金9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

高齢者に関する相談	電話番号	受付時間
基幹型地域包括支援センター(大野城市役所 すこやか長寿課)	501-2306	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
南地区地域包括支援センター	589-2632	月～土8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)
中央地区地域包括支援センター	595-6802	月～土8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)
北地区地域包括支援センター	501-3838	月～土8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)
東地区地域包括支援センター	504-5858	月～土8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

性的マイノリティ(LGBT)・性同一性障害に関する相談	電話番号	受付時間
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間
福岡県LGBTの方のDV被害者相談ホットライン	080-2701-5461	第2火曜12:00～16:00/第4火曜17:00～20:00(祝日・年末年始を除く)

外国人のための相談	電話番号	受付時間
大野城市役所 ふるさとにぎわい課	580-1876	月～金8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
アジア女性センター(多言語)	513-7333	月～金9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
福岡法務局人権擁護部(日本語)	739-4151	月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン(多言語)	0120-279-338	24時間
法務省 外国語人権相談ダイヤル(多言語)	0570-090-911	月～金9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

犯罪被害にあわれた方の相談	電話番号	受付時間
心のリリーフ・ライン(福岡県警察)	632-7830	月～金9:00～17:45(祝日・年末年始を除く)

編集後記

昭和23(1948)年12月10日、国際連合第3回総会において、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、世界人権宣言が採択されました。それから70年が経ちましたが、私たちのまわりにはいまだに部落差別・同和問題をはじめ、障がい者や外国人などの人権に関する問題、いじめや虐待など、様々な課題が存在しています。

特に、現代社会は、インターネットやスマートフォンなどの情報技術が急速に発展し、大変便利な世の中になっている一方で、それらを悪用した新たな人権侵害も生まれています。

そして、来年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。それに向けて、雰囲気も盛り上がりつつある一方で、わが国のスポーツ界では人権に関わるさまざまな問題が明らかになってきています。世界中の人々を迎える私たちは、人権感覚や人権意識を高め、一人ひとりの人権が尊重される社会を築いていくために、部落差別をはじめ、いろんな差別に気づき、人権についてもう一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

この啓発冊子が多くの人たちに読まれることによって、人権尊重の精神がみなさんの心に染みこみ、涵養されていくことを願ってやみません。